

南丹市教育委員会後援名義

◆申請方法について

後援の申請を行われる方は、後援承認申請書に次の書類を添えて、行事開催日の14日前までに教育総務課へ提出してください。

- (1) 定款、寄付行為、会則等申請者の概要を示す書類
- (2) 申請者の役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画書等行事の目的、内容等が詳細に分かる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他行事の参考となる書類

◆承認の基準について

教育委員会が後援を承認する事業は、教育委員会の方針に合致し、教育委員会の施策の推進に寄与するものと認められる事業とします。

行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は、後援をしないものとします。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業の遂行能力が十分でないもの
- (4) 参加者が極めて限られた範囲であるもの
- (5) 参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (6) その他教育委員会が後援等を行うことが適当でないもの

◆通知について

承認をするときは、後援にかかる承認通知書により通知します。

承認をしないときは、後援にかかる不承認通知書により通知します。

◆報告について

承認を受けた方は、後援事業実績報告書に次の書類を添えて、行事終了後1ヶ月以内に教育総務課へ提出してください。

- (1) 事業に関する収支報告書
- (2) 開催要領
- (3) パンフレット及びその他行事の内容を表す書類